

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-5	石綿含有産業廃棄物の処理を委託できる業者を教えてください。 (平成29年4月1日更新)

【答】

石綿含有産業廃棄物の排出者は、その収集運搬を業者に委託する場合は、「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）」等の許可をもつ産業廃棄物収集運搬業者に委託する必要があります。収集運搬にあたっては、廃棄物を積み込む場所と運搬先を所管する都道府県の許可を取得していることが必要となります。

（ただし、廃棄物処理法施行令で定める政令市の区域内で積替え保管を行う業者や都道府県内の一つの政令市のみで業を行う業者の場合には政令市の許可が必要です。神奈川県内では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が政令市となります。）

また、処分については、「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）」等の許可をもつ産業廃棄物処分業者に委託することになります。

なお、石綿含有産業廃棄物の中間処理は、知事等の許可を受けた施設での溶融又は国の認定施設での無害化処理等に限定されます。

これ以外の中間処理（破碎、切断等）を行うことは原則禁止されていますので、溶融等を行わない場合は、直接最終処分業者に埋立処分を委託する必要があります。

具体的な業者等については、(公社)神奈川県産業資源循環協会（電話 045-681-2989）にお問い合わせください。